

株主各位

第11回定時株主総会継続会の開催ご通知に際しての電子提供措置事項

■事業報告

- 企業集団の現況
 - 当事業年度の事業の状況
 - 事業の経過及び成果
 - 直前3事業年度の財産及び損益の状況
 - 対処すべき課題
 - 主要な事業内容
 - 主要な営業所及び工場
 - 使用人の状況
 - 主要な借入先の状況
 - その他企業集団の現況に関する重要な事項
- 会社の現況
- 新株予約権等の状況
- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- 会社の支配に関する基本方針

■連結計算書類

- 連結貸借対照表
- 連結損益計算書
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

■計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

■連結計算書類に係る会計監査報告

■計算書類に係る会計監査報告

■監査等委員会の監査報告

上記事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本継続会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りしております。

事業報告

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が残るもの、5類への分類変更の動きがみられる等緩和の方向となり持ち直しの動きを見せております。一方、ウクライナ情勢や円安進行による物価の高騰など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境におきましては、株式会社電通発表の『2023年 日本の広告費』（2024年2月15日発表）によると、社会のデジタル化を背景に、好調な「インターネット広告費」の成長に市場全体が支えられ、日本の総広告費は前年比103.0%の7.3兆円となり過去最高となりました。インターネット広告費は、継続的に高い成長率を維持しており、3兆円を超える広告市場全体の成長を後押ししております。

このような環境の中、当社グループはお客様や従業員の健康・安全を確保するとともに、経済を活性化させていくため、リモートワーク頻度の見直し、社内イベントのリアル開催等にも取り組んでいくとともに、「機会格差を解消し、持続的に挑戦できる世界へ」というパーソンズの下、「ZUU online」等の自社メディアのユーザー層の拡大、及び他有力メディアとの連携、並びに金融トランザクションの拡大による提供サービス・商品ラインナップの強化やコンサルティング・サービスの受注効率の向上を目指しております。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高は2,899,531千円（前連結会計年度比14.7%減）、営業利益は115,011千円（前連結会計年度比45.4%減）、経常利益は126,142千円（前連結会計年度比39.9%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は45,163千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益90,031千円）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前連結会計年度比較については、前連結会計年度の数値を変更度のセグメント区分に組み替えた数字で比較分析しております。

(フィンテック・プラットフォーム事業)

検索エンジンのアルゴリズム変更の影響が長期化し、訪問ユーザー数が想定していた程伸びず、送客事業は伸び悩みました。その結果、当連結累計期間は、売上高1,657,848千円（前連結会計年度比34.1%減）、営業利益は102,415千円（前連結会計年度比71.9%減）となりました。

(フィンテック・トランザクション事業)

融資型クラウド・ファンディングは順調に成立案件が続き、また前連結会計年度に連結子会

社化した株式会社ZUU Wealth Managementが主となり金融商品仲介業及び保険代理業が順調な伸びを示しました。一方で、株式投資型クラウド・ファンディングは案件数が伸び悩んだことから引き続きコストが先行する状況となり、PDCA関連サービス(注)については大口の受注も見られたものの新規受注件数が伸び悩みました。その結果売上高は1,242,582千円（前連結会計年度比39.7%増）、営業利益は12,596千円（前連結会計年度は営業損失154,338千円）となりました。

(注)：当社のPDCAノウハウを活用した組織マネジメントSaaSサービス「PDCA Cloud」およびPDCAノウハウによるコンサルティングサービス「PDCA Engineering」等をSMB中心に提供しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第8期 (2021年3月期)	第9期 (2022年3月期)	第10期 (2023年3月期)	第11期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上高(千円)	2,789,774	3,376,755	3,399,884	2,899,531
経常利益 又は経常損失(△) (千円)	8,151	△242,701	209,792	126,142
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は当期純損失(△) (千円)	△300,087	△230,723	90,031	△45,163
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	△67.91	△48.71	18.96	△9.51
総資産(千円)	2,054,601	2,006,592	3,065,954	9,329,536
純資産(千円)	1,397,584	1,195,546	1,355,606	4,921,310
1株当たり純資産(円)	278.72	232.17	264.89	255.44

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、
1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年3月期の期首
から適用しており、2022年3月期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値と
なっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第8期 (2021年3月期)	第9期 (2022年3月期)	第10期 (2023年3月期)	第11期 (当事業年度) (2024年3月期)
売上高(千円)	2,680,468	3,310,683	3,280,123	2,315,939
経常利益又は経常損失(△)(千円)	178,040	△128,686	289,304	△126,404
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△357,180	△233,210	106,880	△168,495
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	△80.83	△49.24	22.50	△35.48
総資産(千円)	1,963,656	1,725,967	2,008,331	1,765,024
純資産(千円)	1,397,373	1,220,012	1,324,746	1,152,180
1株当たり純資産(円)	280.09	238.33	260.81	225.34

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、
1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を2022年3月期の期首から適用しており、2022年3月期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(4) 対処すべき課題

① 事業基盤であるフィンテック・プラットフォームの更なる地位確立と強化

当社グループは、金融系メディアを事業基盤としており、今後の更なる事業成長のためには、当該メディアの規模及び提供するコンテンツの拡充、システム開発力の向上、ブランド力の強化が不可欠であります。そのために、当社のメディアを活用するユーザーへのサービス・ラインナップを順次拡充、UI/UX^(注)の向上に伴うサイト基盤の強化、スマートフォン・アプリの継続的な改良と機能追加、外部企業とのコンテンツでの連携強化、コンテンツの効率的な制作体制の構築とそれに伴うコンテンツ量の増大、費用対効果を伴った広告宣伝施策による会員を中心とするユーザー層の拡大等を積極的に推進して参ります。

(注) : UI/UXとは、User Interface/User Experienceの略で、UIはユーザーが操作する時の画面表示や言葉等の表現や操作感を、UXはユーザーがサービスを通じて得られる体験・感じたことを、それぞれ意味します。

② 新規事業・サービスへの積極的な取り組み

当社グループが企業価値を向上させ、高い成長を継続させていくためには、事業規模の拡大とマネタイズの多様化を図っていくことが必要と認識しております。そのためには、積極的に新規事業・サービスを立ち上げしていくことが課題と認識しております。このような環境下において、当社グループはユーザーの属性や行動履歴データの蓄積に伴うユーザーの会員化、金融免許が必要となるクラウド・ファンディングの領域等の新たなサービス展開を隨時開始しており、今後も次の柱となる事業の創出に向けて取り組んで参ります。

③ アライアンスの強化による事業の拡大

当社グループでは、全国の金融事業者及び金融事業に参入を目指す非金融事業者を事業パートナーと位置付けております。今後も、既存の事業パートナーとのアライアンスの強化、新たな事業パートナーの拡大によって、双方にメリットのある取り組みを進め、強固なエコシステムの構築を目指して参ります。

④ システムの安定性確保

当社のサービスはインターネットを通じて提供されており、システムの安定的な稼働及び何らかの問題が発生した際の適切な対応が重要であると考えております。今後も事業規模の拡大に応じた適切な設備投資を行い、システムを整備・強化し、システムの安定性確保に努めて参ります。

⑤ 優秀な人材の確保・育成

当社グループは、今後の事業拡大や継続的な成長を目指す上で、社内外の優秀な人材の採用と育成が極めて重要な課題であると認識しております。そのため、能力のみならず、当社の経営理念と企業文化を共有できる人材の採用強化を心掛け、また、社外の優秀な専門家との良好な人的ネットワークの構築・維持も図って参ります。加えて、既存社員の能力及びスキルの向上のため、各種研修等の人材育成制度を充実させることによって、企業と人材が共に成長することができる体制の整備・維持・改善を積極的に推進して参ります。

⑥ 組織体制の整備・拡充

当社グループが今後更なる業容の拡大を実現するためには、業務効率化の徹底と合わせて、支障なく経営管理業務を遂行できるように社内体制や人員の強化を図り、企業としての基盤を確立させることが重要な課題であると認識しております。そのため、内部統制を有効に整備し、運用を推進することで、内部管理体制を強化して参ります。更に、事業の透明性を高めることは、ユーザー、顧客企業、株式市場等の皆様からの信頼を得るために極めて重要なことであり、引き続き、財務報告等の開示体制の強化に努めて参ります。

⑦ コンプライアンス体制及び情報管理体制の強化

当社グループの主要な顧客が属する金融業界においては、金融取引だけでなくその広告に関しても、法令、業界団体の自主規制等があります。また、顧客企業の多くが株式公開企業であることもあり、当社グループとの取引において顧客企業のインサイダー情報を取り扱う場合があります。当社グループが適正な事業活動を行うためにも、コンプライアンス及び情報管理を徹底していくよう努めて参ります。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業区分	事業内容
フィンテック・プラットフォーム事業	<ul style="list-style-type: none">・ユーザーへの金融コンテンツ提供・デジタル店舗の掲載・金融機関等への送客事業・広告掲載・メディア・プラットフォームの構築と運営・デジタル・マーケティング領域におけるコンサルティング
フィンテック・トランザクション事業	<ul style="list-style-type: none">・アドバイザーマッチング・スマートM&A仲介・当社のコアバリューである鬼速PDCAをベースとした業務効率化・生産性向上のためのPDCAシステム及び付帯する組織コンサルティング・IFA事業・融資型クラウド・ファンディング・株式型クラウド・ファンディング

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

① 当社

本社：東京都目黒区

② 子会社

株式会社COOL SERVICES：東京都世田谷区

株式会社COOL：東京都世田谷区

株式会社ユニコーン：東京都新宿区

株式会社ZUU Wealth Management：東京都目黒区

ZUU Funders株式会社：東京都目黒区

株式会社ZUU IFA：東京都目黒区

ZUU SINGAPORE PTE. LTD.：シンガポール シンガポール市

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
フィンテック・プラットフォーム事業	61 (15) 名	1名減(4名減)
フィンテック・トランザクション事業	71 (6) 名	13名増(5名減)
全社(共通)	17 (6) 名	3名減(一)
合計	149 (27) 名	9名増(9名減)

(注) 1. 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員数を（）内に外数で記載しております。

2. 当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更したため、前連結会計年度末のセグメント別数値は、変更後のセグメント区分に組み替えた数値で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
121 (27) 名	2名減(5名減)	33.2歳	2.5年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員数を（）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入残高
りそな銀行	99百万円
横浜銀行	83百万円
武蔵野銀行	77百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 15,000,000株
- ② 発行済株式の総数 4,749,860株
- ③ 株主数 1,309名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
富田 和成	2,652,900株	55.85%
吉岡 裕之	351,000株	7.39%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	151,300株	3.19%
赤羽 雄二	129,380株	2.72%
トミーアセットマネジメント株式会社	113,300株	2.39%
合同会社高木企画	92,800株	1.95%
柏木 拳志	85,900株	1.81%
株式会社SBI証券	67,600株	1.42%
西村 裕二	63,000株	1.33%
森 大地	50,060株	1.05%

(注) 持株比率は自己株式(224株)を控除して計算しております。

⑤その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

第 1 2 回 新 株 予 約 権	
発行決議日	2023年7月19日
新株予約権の数	325個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 32,500株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 69,500円 (1株当たり 695円)
権利行使期間	2025年8月17日から 2033年7月19日まで
行使の条件	(注)
使用人等への 交 付 状 况	当社使用人 新株予約権の数 325個 目的となる株式数 32,500株 交付者数 65名
	子会社の役員及び使用人 新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 交付者数 —

(注) 行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を使用することができない。

(3) 新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

- ① 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
 - ③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 - ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 - ⑦ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 - ⑧ 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
 - ⑨ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合
- (4) 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

③ その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人に関する責任限定契約は、定款上認めておりません。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社グループの社会的責任を果たすため、「法令遵守」、「倫理面の充実」、「社会貢献」及び「財務報告の信頼性」を柱とする倫理規範を定め、法令を遵守し、高い倫理規範を持って行動しております。
2. コンプライアンスを経営の重要課題のひとつと位置づけ、社員に対しその重要性を強調、明示し、企業風土づくりに努め、当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等の報告を受けた場合には、遅滞なく取締役会に報告するとしております。
3. 取締役会は、取締役会等重要な会議をとおして各取締役の職務執行を監督し、監査等委員会は取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。
4. 社外の弁護士その他第三者機関との関係を保ち、必要がある場合に意見を求め、法令違反等の未然防止に努めております。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を確保しております。
6. 反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努めております。
7. 当社グループの取締役が、コンプライアンス上の問題を発見した場合に、速やかに報告できる体制として弁護士による社外相談窓口を設置し、相談・提案を受けた弁護士は、速やかに監査等委員会へ報告する体制とし、問題の早期発見、解決を図るよう努めております。
8. 社外相談窓口や監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。
9. 内部監査担当者は、内部監査規程に基づき法令及び定款の遵守体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役に報告し、同時に監査等委員会へ報告するものとしております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文章の取扱いは、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 部門責任者は、その担当業務に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定した上で、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施しております。
2. 販売先、外注先、銀行、子会社との取引は業務分掌規程、職務権限規程及び職務権限表、稟議規程、経理規程、グループ会社管理規程に基づいて行い、コーポレート部部長を責任者として管理の事務局はコーポレート部が行っております。
3. 重要情報の適時開示を果たすため、取締役は、会社の損失に影響をあたえる重要事実の発生の報告を受けた場合は、遅滞なく取締役会または代表取締役に報告し、取締役会または代表取締役において報告された情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示の指示を行っております。
4. 取締役、執行役員、子会社取締役は、取締役会等において会社の財務状況の把握に努め、担当する部門における月次損益状況を報告し、会社の損失に影響を与える重要事実が発見された場合は、その情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示を行うものであります。
5. 内部監査担当者は、内部監査規程に基づきリスク管理体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役に報告し、同時に監査等委員会へ報告するものとしております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、取締役会を月1回開催するほか、適宜臨時に開催するものとし、経営に係わる業務執行上の重要案件については、取締役及び執行役員にて事前審議を行い、その審議を経て執行決定を行うこととしております。
 2. 取締役の業務執行については、取締役会規程、役員服務規程、稟議規程、業務分掌規程、職務権限規程及び職務権限表に基づき、それぞれの責任者及びその責任、執行手続等について定めることとしております。
 3. 取締役が業務執行を効率的に行うために、業務の合理化及び手続き等の簡略化に努め、必要があるときはコーポレート部からの助言を得るものとしております。
 4. 業務の効率化を図るため、内部統制が有効に機能するようITシステムに関する整備を推進しております。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 当社グループは、当社グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、グループ会社間の指揮、命令、意思疎通の連携を密にし、指導、助言、評価を行なながら企業集団としての業務の適正を図るものとしております。
 2. 当社グループの業務の適正を確保するための体制として、グループ会社管理規程を定め、グループ会社の管理はコーポレート部が行うものとしております。グループ会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なくコーポレート部管理担当取締役を通じて、取締役会に報告し、同時に監査等委員会へ報告しております。
 3. グループ会社に対する管理、支援等を行う管理者、サポート部門を本社内に定め、当社グループとしての情報の共有・伝達に努めております。
 4. 内部監査担当者は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告しております。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 1. 監査等委員会が、監査の実施のために必要に応じて補助者を配置するよう求めた場合は、監査等委員会と協議の上、適任者を任命しております。任命された補助者は、監査等委員会の補助業務を遂行するにあたっては、取締役等の指揮命令を受けないものとしております。
 2. 監査等委員会の補助業務を行う補助者を任命した場合は、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社グループの取締役及び使用人に周知するものとしております。
- ⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
 1. 監査等委員会が、監査の実施のために必要に応じて補助者を配置するよう求めた場合は、適任者を監査等委員会と協議の上、任命しております。任命された補助者は、監査等委員会の補助業務を遂行するにあたっては、取締役等の指揮命令を受けないものとしております。
 2. 監査等委員会の補助業務を行う補助者を任命した場合は、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社グループの取締役及び使用人に周知するものとしております。

- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する事項
1. 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに重大な法令違反、定款違反や業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他会社運営上の重要事項があるときは、速やかに当社監査等委員会に報告するものとしております。
 2. 監査等委員会は、取締役会及び重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行い、積極的な意見交換を行うことができるほか、必要があれば取締役及び使用人に対しその説明を求めるものとしております。
 3. 内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、内部監査の計画の立案及び実施に当たっては、監査等委員会と密な連携を保つとともに、定期的な報告を行い、必要に応じて特定事項の調査の依頼を受けるものとしております。
 4. 内部統制担当部門は、監査等委員会と密な連携を保つとともに、監査等委員会からの求めに応じて関係部署とともに監査上必要な調査を行うものとしております。
 5. 監査等委員会による監査事務に不都合がある場合は内部監査人においてこれを補助しております。
 6. 監査等委員会は当社のコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、その意見を述べるとともに、改善策の策定を求める能够とするものとしております。
- ⑨ その他監査等委員会による監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 当社グループの取締役及び使用人は監査等委員会またはその補助使用人から業務遂行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められた場合は、迅速、適切に対応するものとしております。
 2. 監査等委員会がその職務の執行について、必要な費用の請求をした時は、速やかに当該費用または債務を処理するものとしております。
 3. 監査等委員会は監査法人との会合を定期的または随時にもち、財務報告の信頼性について意見交換を行うものとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会については、取締役会を14回、書面によるみなし決議を7回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づき適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。
- ② 当社は内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告いたしました。
- ③ 当社は役員及び使用人に対し、インサイダー取引防止及びコンプライアンス研修を実施し、法令遵守意識の定着に努めております。
- ④ 監査等委員の取締役は取締役会及び経営の重要会議に出席しております。また、定期的に代表取締役との間で意見交換を行っております。
- ⑤ 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門と監査における状況及び課題について定期的に意見交換を行っております。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,495,780	流動負債	4,211,459
現金及び預金	1,720,320	買掛金	55,805
売掛金	300,165	1年内返済予定の金	93,192
仕掛品	1,543	長期借入金	240,486
営業貸付金	3,204,000	未払法人税等資金	99,465
預け金	117,663	未払名組合会費	3,514,000
その他の	157,159	預り金	81,654
貸倒引当金	△5,072	顧客預り金	7,261
固定資産	3,833,756	株主優待引当金	119,592
有形固定資産	42,833	その他の	196,766
建物(純額)	29,849	長期借入金	167,284
その他(純額)	12,983	資産除去債務	28,152
無形固定資産	85,220	繰延税金負債	1,329
のれん	85,164		
その他の	55	負債合計	4,408,225
投資その他の資産	3,705,703	(純資産の部)	
投資有価証券	3,581,764	株主資本	1,216,781
敷金及び保証金	80,800	資本剰余金	879,556
繰延税金資産	41,697	利益剰余金	887,054
その他の	1,440	自己株式	△549,384
資産合計	9,329,536	その他の包括利益累計額	△445
		その他有価証券評価差額金	△3,531
		為替換算調整勘定	2,513
		新株予約権	△6,044
		非支配株主持分	81,917
		純資産合計	3,626,143
			4,921,310
		負債純資産合計	9,329,536

連結損益計算書

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,899,531
売 上 原 価	994,924
売 上 総 利 益	1,904,606
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,789,595
営 業 利 益	115,011
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	4,218
為 替 差 益	6,737
助 成 金 収 入	3,200
そ の 他	121
	14,276
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	2,156
支 払 手 数 料	952
そ の 他	37
	3,146
経 常 利 益	126,142
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	11,092
特 別 損 失	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	49,999
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益	87,235
匿 名 組 合 損 益 分 配 額	94,288
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	△7,053
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	88,407
法 人 税 等 調 整 額	△2,289
当 期 純 損 失	86,118
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	△93,171
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	△48,008
	△45,163

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	879,556	887,149	△504,220	△445	1,262,039
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△45,163		△45,163
連結子会社の増資による持分の増減		△94			△94
株主資本以外の項目の連結会計年度変動額(純額)					—
当連結会計年度変動額合計	—	△94	△45,163	—	△45,257
当連結会計年度末残高	879,556	887,054	△549,384	△445	1,216,781

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	-	△3,918	△3,918	85,987	11,499	1,355,606
当連結会計年度変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益			—			△45,163
連結子会社の増資による持分の増減			—			△94
株主資本以外の項目の連結会計年度変動額(純額)	2,513	△2,126	387	△4,069	3,614,644	3,610,961
当連結会計年度変動額合計	2,513	△2,126	387	△4,069	3,614,644	3,565,704
当連結会計年度末残高	2,513	△6,044	△3,531	81,917	3,626,143	4,921,310

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数

・連結子会社の名称

10社

株式会社COOL SERVICES

株式会社COOL

株式会社ユニコーン

ZUU SINGAPORE PTE. LTD.

株式会社ZUU IFA

ZUU Funders株式会社

株式会社ZUU Wealth Management

ZUU ターゲットファンドfor SBC Medical Group HD 投資事業組合

ZUU ターゲットファンド for SBC Medical Group HD 2号投資事業組合

ユニコーンターゲットファンドfor シコメルフードテック投資事業有限責任組合

・連結の範囲の変更

当連結会計年度からZUU ターゲットファンドfor SBC Medical Group HD 投資事業組合、ZUU ターゲットファンド for SBC Medical Group HD 2号投資事業組合及びユニコーンターゲットファンドfor シコメルフードテック投資事業有限責任組合を連結の範囲に含めております。

これは、ZUU ターゲットファンドfor SBC Medical Group HD 投資事業組合、ZUU ターゲットファンド for SBC Medical Group HD 2号投資事業組合はZUU Funders株式会社が業務執行組合員であり、ユニコーンターゲットファンドfor シコメルフードテック投資事業有限責任組合は株式会社ユニコーンが無限責任組合員であり、かつそれぞれ当該組合の存続期間の大部分を支配していると認められることから、連結の範囲に含めることとしたものであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社（株式会社ZUUM-A）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
ZUU ターゲットファンドfor SBC Medical	11月30日 ※
Group HD 投資事業組合	
ZUU ターゲットファンド for SBC Medical	1月31日 ※
Group HD 2号投資事業組合	
ユニコーンターゲットファンドfor シコメルフー	1月31日 ※
ドテック投資事業有限責任組合	

※：連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

建物は定額法、その他（工具器具備品）は定率法によっております。

なお、建物の耐用年数は8年～15年、工具器具備品の耐用年数は4年～15年であります。

ロ. 無形固定資産

定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、顧客との契約について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループにおける各サービスの収益認識基準は次のとおりであります。

① 広告関連収益

主な履行義務は当社が運営する自社メディア等に顧客の広告を掲載することであります。顧客との契約に基づき、顧客と合意した成果が得られた時点で収益を認識しております。

② メディアシステム提供・運用支援関連収益

主な履行義務は顧客企業のメディアサイト構築、コンテンツ作成及び運用支援であります。サイ

ト構築、コンテンツ作成などの納品物を伴う業務については顧客の検収が行われた時点、運用支援等については月々の役務提供の完了時点で収益を認識しております。

③ PDCA関連サービス収益

主な履行義務は当社PDCA理論等をベースとしたコンサルティングサービスの提供であります。顧客との契約に基づき、実施時間に応じて収益を認識しております。

④金融トランザクション収益

主な履行義務は金融商品仲介業、不動産仲介業、保険代理業等のサービスの提供であります。

金融商品仲介事業、不動産仲介業については顧客との契約に基づき、顧客にサービスが提供された時点で収益を認識しております。

保険代理業は、保険会社との保険代理店委託契約に基づき、保険契約の締結の媒介・代理及び付帯業務を行っております。保険契約が有効となった時点で主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で、保険会社との代理店委託契約から生じる保険代理店手数料の金額を収益として認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）	41,697千円
（繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額	43,774千円）

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニング等により、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りは、過去の経営成績を踏まえて、今後のユーザー数、顧客数の増加を勘案した事業計画に基づいております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

事業計画については、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた課税所得の時期及び金額が見積りと異なる場合、翌連結会計年度以降の税金費用に影響を及ぼす可能性があります。

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 85,164千円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

連結計算書類に計上しているのれんは、株式会社AWZ(現 株式会社ZUU Wealth Management)を取得した際に生じたものであり、取得時における将来事業計画に基づき算定された超過収益力あります。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

のれんの金額算定の基礎となる将来事業計画の収益見積りの基となる指標は、顧客（金融商品取引業者、保険会社等）の数、及び、仲介業務を実施する業務委託契約先のIFA（独立系フィナンシャル・アドバイザー）の人数の見込等であり、当社のデジタル・マーケティングの顧客基盤、金融商品等の仲介を通じたシナジー効果を勘案し、事業計画を策定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りにおいて用いた仮定は合理的であると判断しておりますが、将来の不確実な状況変化により、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類において、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

63,407千円

(2) 現金及び預金

「現金及び預金」の中には、フィンテック・トランザクション事業に係る顧客からの一時的な預り金が含まれております。

なお、これに見合う以下の債務が流動負債に含まれております。

顧客預り金 81,654千円

(3) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社グループは、資本効率の向上及び資金調達の安定性の確保を目的として、取引先金融機関5行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当該契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメント契約の総額	1,200,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	1,200,000千円

上記の貸出コミットメント契約(契約総額400,000千円、当連結会計年度末借入実行残高一千円)について、以下の財務制限条項が付されています。(契約ごとに条項は異なりますが、主なものを記載しております。)

- ① 各連結会計年度末における純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
- ② 各連結会計年度末における経常損益を2期連続で赤字としないこと。

(4) 財務制限条項

当社は取引銀行と長期借入金契約を締結しております。この契約には、下記の財務制限条項が付されております。当該財務制限条項に抵触した場合は、期限の利益を失うこととされております。なお、当該財務制限条項の対象となる借入金の金額は、1年以内返済予定長期借入金25,992千円、長期借入金73,684千円であります。

- ① 2024年3月期以降、各連結会計年度の末日における連結貸借対照表の純有利子負債の金額を連結損益計算書におけるEBITDAで除した値を0以上4以下に維持すること。
- ② 株式会社AWZ(現 株式会社ZUU Wealth Management)の各事業年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益、のれん償却額の合計から法人税等を控除した額について、2024年3月期以降、前事業年度との2期平均で20百万円を下回らないこと。

(5) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産及び当該担保権によって担保されている債務は次のとおりであります。

担保に供している資産

子会社株式(注)	142,500千円
担保に係る債務	
1年以内返済予定長期借入金	25,992千円
長期借入金	73,684千円
計	99,676千円

(注)上記の子会社株式に関しては連結計算書類上、相殺消去しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	4,749,860株
------	------------

- (2) 剰余金の配当に関する事項

- ① 配当金支払額等

該当事項はありません。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
該当事項はありません。

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的
となる株式の種類及び数

普通株式	183,300株
------	----------

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、長期事業投資計画等に照らして必要な資金を自己資金及び銀行借入により調達しております。一時的な余資は普通預金で保有しております。

- ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金及び営業貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券については、ファンドが保有する株式等の他、業務上の関係を有する企業の株式であり、価格変動リスク、信用リスク、市場流動性リスク等のリスクに晒されております。敷金及び保証金は、主として本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。また、営業債務である買掛金、未払金及びフィンテック・トランザクション事業において投資家が出資した金銭等である匿名組合出資預り金は流動性リスクに晒されております。短期借入金の用途は、主に運転資金及び設備資金であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権については主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスクの管理

当社グループは、投資有価証券の一部について、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。匿名組合出資預り金については匿名組合契約に基づき資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	3,515,588	3,515,588	—
敷金及び保証金	80,800	78,177	△2,623
営業貸付金	3,204,000	3,202,725	△1,274
資産計	6,800,389	6,796,490	△3,898
匿名組合出資預り金	3,514,000	3,512,727	△1,272
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	260,476	256,485	△3,990
負債計	3,774,476	3,769,213	△5,262

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「預け金」「買掛金」「未払金」「顧客預り金」「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、時価開示の対象に含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	61,176
非上場株式	5,000
関連会社株式	

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,720,320	—	—	—
売掛金	300,165	—	—	—
営業貸付金	3,204,000	—	—	—
預け金	117,663	—	—	—
敷金及び保証金	—	60,553	—	20,247
合計	5,342,149	60,553	—	20,247

4. 長期借入金(1年以内返済予定を含む)の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金(1年以内返済予定を含む)	93,192	93,192	52,392	21,700	—	—
合計	93,192	93,192	52,392	21,700	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,758,588	—	—	2,758,588
資産計	2,758,588	—	—	2,758,588

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
その他	—	—	757,000	757,000
敷金及び保証金	—	78,177	—	78,177
営業貸付金	—	3,202,725	—	3,202,725
資産計	—	3,280,902	757,000	4,037,902
匿名組合出資預り金	—	3,512,727	—	3,512,727
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	—	256,485	—	256,485
負債計	—	3,769,213	—	3,769,213

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

ファンダが保有する非上場のワラントについては重要な観察できないインプットを時価の算定に用いているため、レベル3の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、返還時期を見積もったうえ、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算出しております。

営業貸付金

営業貸付金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算出しております。

匿名組合出資預り金

匿名組合出資預り金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算出しております。

長期借入金（1年以内返済予定を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残余期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	フィンテック・ プラットフォーム	フィンテック・ トランザクション	
広告関連収益	1,143,417	—	1,143,417
メディアシステム提供・ 運用支援関連収益	512,817	—	512,817
PDCA関連サービス収益	—	360,645	360,645
金融トランザクション収益	—	881,637	881,637
その他収益	1,013	—	1,013
外部顧客への売上高	1,657,248	1,242,282	2,899,531

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「①連結計算書類の作成のための重要な事項に関する注記等 ④会計方針に関する事項 ⑥その他連結計算書類の作成のための重要な事項 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客等との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高

当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権、契約負債は次のとおりです。なお、当社グループにおいて、契約資産はありません。

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末

顧客との契約から生じた債権（売掛金）	421,409千円	300,165千円
契約負債	58,439千円	34,311千円

なお、当連結会計年度期首時点の契約負債残高58,439千円は、当連結会計年度の収益として計上されています。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 255円44銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失（△） | △9円51銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,438,726	流 動 負 債	417,406
現 金 及 び 預 金	1,016,576	買 掛 金	61,965
売 掛 金	339,806	1年内返済予定の長期借入金	93,192
仕 掛 品	1,543	未 払 金	154,486
前 払 費 用	21,546	未 払 費 用	34,624
関 係 会 社 貸 付 金	140,275	未 払 法 人 税 等	12,557
そ の 他	68,242	契 約 負 債	34,311
貸 倒 引 当 金	△149,262	預 り 金	17,811
固 定 資 産	326,297	株 主 優 待 引 当 金	7,261
有 形 固 定 資 産	42,833	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	1,131
建 物 (純額)	29,849	そ の 他	64
工具器具備品 (純額)	12,983	固 定 負 債	195,436
無 形 固 定 資 産	55	長 期 借 入 金	167,284
そ の 他	55	資 産 除 去 債 務	28,152
投 資 そ の 他 の 資 産	283,408	負 債 合 計	612,843
関 係 会 社 株 式	167,500	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	0	株 主 資 本	1,070,263
敷 金 及 び 保 証 金	80,635	資 本 金	879,556
繰 延 税 金 資 産	35,272	資 本 剰 余 金	864,556
資 产 合 计	1,765,024	資 本 準 備 金	864,556
		利 益 剰 余 金	△673,403
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△673,403
		繰 越 利 益 剰 余 金	△673,403
		自 己 株 式	△445
		新 株 予 約 権	81,917
		純 資 产 合 计	1,152,180
		負 債 純 資 产 合 计	1,765,024

損益計算書

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目		金		額
売 売	上 原 高 価			2,315,939
売 売	上 総 利 益			805,514
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費				1,510,424
営 営 業 損 失				1,559,871
営 営 業 外 収 益				△49,446
受 取 利 息		226		
助 成 金 収 入		3,200		
そ の 他		3		3,429
営 営 業 外 費 用				
支 払 利 息		2,156		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		77,100		
支 払 手 数 料		952		
為 替 差 損		179		80,388
経 特 別 常 別 損 失				△126,404
新 株 予 約 権 戻 入 益		11,092		11,092
特 別 別 損 失				
関 係 会 社 株 式 評 価 損		11,000		
投 資 有 働 証 券 評 価 損		49,999		60,999
税 引 前 当 期 純 損 失				△176,311
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		2,258		
法 人 税 等 調 整 額		△10,074		△7,816
当 期 純 損 失				△168,495

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本						自己株式	株主資本合計	新株予約権	純資産合計				
	資本剰余金		利益剰余金		その他利益剰余金	利益剰余金合計								
	資本準備金	資本剰余金合計	緑越利益剰余金											
当期首残高	879,556	864,556	864,556	△504,907	△504,907	△445	1,238,759	85,987	1,324,746					
当期変動額														
当期純損失(△)				△168,495	△168,495		△168,495			△168,495				
株主資本以外の項目の合計 年度変動額(純額)								△4,069	△4,069					
当期変動額合計	-	-	-	△168,495	△168,495	-	△168,495	△4,069	△4,069	△172,565				
当期末残高	879,556	864,556	864,556	△673,403	△673,403	△445	1,070,263	81,917	1,152,180					

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物は定額法、工具器具備品は定率法によっております。

なお、建物の耐用年数は8～15年、工具器具備品の耐用年数は4～15年であります。

② 無形固定資産

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する出資金額を超えて、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

収益及び費用の計上基準

当社は、顧客との契約について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社における各サービスの収益認識基準は次のとおりであります。

① 広告関連収益

主な履行義務は当社が運営する自社メディア等に顧客の広告を掲載することであります。顧客との契約に基づき、顧客と合意した成果が得られた時点で収益を認識しております。

② メディアシステム提供・運用支援関連収益

主な履行義務は顧客企業のメディアサイト構築、コンテンツ作成及び運用支援であります。サイト構築、コンテンツ作成などの納品物を伴う業務については顧客の検収が行われた時点、運用支援等については月々の役務提供の完了時点で収益を認識しております。

③ PDCA関連サービス収益

主な履行義務は当社PDCA理論等をベースとしたコンサルティングサービスの提供であります。

顧客との契約に基づき、実施時間に基づき収益を認識しております。

④ 金融トランザクション収益

主な履行義務は不動産仲介業のサービスの提供であります。

顧客との契約に基づき、顧客にサービスが提供された時点で収益を認識しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社貸付金」は金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「関係会社貸付金」は63,175千円です。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）	35,272千円
（繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額）	37,349千円）

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニング等により、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りは、過去の経営成績を踏まえて、今後のユーザー数、顧客数の増加を勘案した事業計画に基づいております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

事業計画については、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた課税所得の時期及び金額が見積りと異なる場合、翌事業年度以降の税金費用に影響を及ぼす可能性があります。

関係会社株式

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

子会社株式及び関連会社株式	167,500千円
---------------	-----------

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

計算書類に計上している関係会社株式は、株式会社AWZ(現 株式会社ZUU Wealth Management)の株式の取得原価であります。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社は関係会社株式について、超過収益力を反映した実質価額と取得原価とを比較することにより、減損処理の要否を判断しております。

超過収益力の評価においては、対象会社の将来の事業計画を基礎として超過収益力を見積もっており、

当該事業計画における重要な仮定の内容については、連結計算書類「2. 会計上の見積りに関する注記のれんの評価」に記載のとおりであります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	62,609千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	229,293 千円
短期金銭債務	27,826千円
(3) 当座貸越及びコミットメントライン	

当社は、資本効率の向上及び資金調達の安定性の確保を目的として、取引先金融機関5行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における当該契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメント契約の総額	1,200,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	1,200,000千円

上記の貸出コミットメント契約(契約総額400,000千円、当事業年度末借入実行残高一千円)について、以下の財務制限条項が付されています。(契約ごとに条項は異なりますが、主なものを記載しております。)

- ① 各連結会計年度末における純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
- ② 各連結会計年度末における経常損益を2期連続で赤字としないこと。

(4) 財務制限条項

当社は取引銀行と長期借入金契約を締結しております。この契約には、下記の財務制限条項が付されております。当該財務制限条項に抵触した場合は、期限の利益を失うこととされております。なお、当該財務制限条項の対象となる借入金の金額は、1年以内返済予定長期借入金25,992千円、長期借入金73,684千円であります。

- ①2024年3月期以降、各事業年度の末日における連結の貸借対照表における純有利子負債の金額を、当該決算期における連結の損益計算書におけるEBITDAで除した値を0以上4以下に維持すること。
- ②買収対象会社の各事業年度の決算期における単体の損益計算書に示されるキャッシュフローについて、2024年3月期以降、前事業年度との2期平均で20百万円を下回らないこと。

(5) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産及び当該担保権によって担保されている債務は次のとおりであります。

担保に供している資産

子会社株式 142,500千円

担保に係る債務

1年以内返済予定長期借入金 25,992千円

長期借入金	73,684千円
計	99,676千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売 上 高	65,979千円
営 業 費 用	6,750千円
営業取引以外の取引高	213千円

(2) 関係会社株式評価損 11,000千円

関係会社株式評価損は、株式会社ユニコーンの株式に係るものであります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	224株
------	------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	13,758千円
貸倒引当金	45,704千円
関係会社事業損失引当金	346千円
未払事業税	3,494千円
減価償却費	7,447千円
資産除去債務	8,620千円
関係会社株式評価損	243,998千円
投資有価証券評価損	33,865千円
その他	4,027千円
繰延税金資産小計	361,264千円
評価性引当額	△323,914千円
繰延税金資産合計	37,349千円
繰延税金負債	
資産除去債務	2,076千円
繰延税金負債合計	2,076千円
繰延税金資産の純額	35,272千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ZUU SINGAPORE PTE. LTD.	所有直接 100.0%	業務委託 役員の兼任	費用の立替 (注1) (注4)	—	関係会社未収入金	24,556
子会社	株式会社COOL	所有間接 83.9%	資金の援助 従業員派遣	費用の立替 (注1) (注6)	—	関係会社未収入金	32,679
				資金の貸付 (注2) (注6)	77,100	関係会社貸付金	77,100
				利息の受取 (注2) (注6)	—	関係会社未収入金	830
子会社	株式会社 COOL SERVICES	所有直接 83.9%	資金の援助	資金の貸付 (注2) (注5)	—	関係会社貸付金	33,175
				利息の受取 (注2) (注5)	—	関係会社未収入金	227
子会社	株式会社 ユニコーン	所有直接 70.9%	業務受託 従業員派遣	増資の引受 (注8)	11,000	—	—
子会社	株式会社ZUU Wealth Management	所有直接 100%	業務受託 役員の兼任 被債務保証 被担保提供	業務受託 (注3)	25,820	売掛金	132
				被債務保証 (注7) 被担保提供 (注8)	99,676	—	—
子会社	ZUU Funders 株式会社	所有直接 100%	業務受託 役員の兼任	業務受託 (注3)	39,559	売掛金	43,514
				資金の貸付 (注2)	30,000	関係会社貸付金	30,000
				利息の受取 (注2)	62	関係会社未収入金	62

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社は、業務経費の立替払いを行っており、かかる費用を請求しております。
- 2. 資金の貸付及び利息の受取については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

3. 当社は、広告の企画・制作・掲載等の委託業務を請負っております。業務委託収入につきましては、業務内容を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。
- 4.. 連結子会社であるZUU SINGAPORE PTE. LTD.への流動資産の「その他」に含まれております関係会社未収入金に対し、貸倒引当金18,164千円及び貸倒引当金繰入額（販売費及び一般管理費）1,772千円をそれぞれ計上しております。
5. 連結子会社である株式会社COOL SERVICESへの関係会社貸付金及び流動資産の「その他」に含まれております関係会社未収入金に対し、貸付先の財政状態を勘案して、貸倒引当金35,059千円を計上しております。
6. 連結子会社である株式会社COOLへの関係会社貸付金及び流動資産の「その他」含まれております関係会社未収入金に対し、貸付先の財政状態を勘案して、貸倒引当金90,966千円及び貸倒引当金繰入額(営業外)77,100千円、貸倒引当金繰入額（販売費及び一般管理費）3,751千円をそれぞれ計上しております。
7. 当社は銀行借入に対して、子会社である株式会社ZUU Wealth Managementより債務保証を受けております。当該借入金の金額は、99,676千円であります。なお、保証料などの支払は行っておりません。
8. 当社は銀行借入に対して、子会社である株式会社ZUU Wealth Managementより同社の株式の担保提供を受けております。取引金額には担保に対応する当該借入金の金額99,676千円を記載しております。
9. 増資の引き受けは、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表の「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 225円34銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 (△) | △35円48銭 |

11. 重要な後発事象に係る注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年6月19日

株式会社ZUU

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川口泰広
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 菊池寛康

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ZUUの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ZUU及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するにあたり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応先を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年6月19日

株式会社ZUU

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 川口泰広

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 菊池寛康

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ZUUの2023年4月1日から2024年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するにあたり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年6月21日

株式会社 ZUU 監査等委員会
常勤監査等委員 高 橋 正 利 ㊞
監査等委員 佐 野 哲 哉 ㊞
監査等委員 高 見 由 香 里 ㊞

以上